

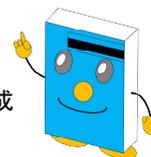
Q 個別の指導計画とは？

A 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。**障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画**のことである。

個別の指導計画を活用について

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、**計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)のサイクルにおいて、適宜評価を行い**、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

(特支小中学習指導要領解説総則編 第3編第2章第3節3(3)イ、
特支高学習指導要領解説総則等編 第2編第2部第1章第3節3(5)イ)を基に作成

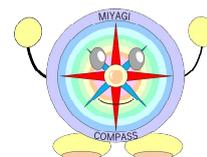


作成の手順(例)

- ① 本人や保護者のニーズ等の実態を把握する。
- ② 実態把握に基づいた指導目標(長期, 短期)を設定する。
- ③ 目標を達成するために必要と思われる, 具体的な指導内容・方法を設定する。
- ④ 計画に基づいて実際に指導し, その変容を記録する。
- ⑤ 指導目標に基づき, 指導の成果について評価し, 改善を図る。

具体的な活用場面

- ・ 授業の計画(指導目標, 内容, 方法)作成
- ・ 保護者との連携(相談, 面談, 家庭訪問)
- ・ 担任と教科担当などと各教科等の指導における情報交換(計画的, 継続的な指導)
- ・ 次年度への引き継ぎ(計画的, 継続的な指導)



個別の指導計画は、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒全員に必ず作成します。通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒については、作成・活用に努めることとされています。

様式については、各県や市町村、学校等で違うので、確認しましょう。